

京 都 大 学 企 画 委 員 会 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 企画担当の理事（以下「担当理事」という。）</p> <p>(2) 研究科長 5名</p> <p>(3) 研究所長又はセンター長 1名</p> <p>(4) 総務部長</p> <p>(5) その他総長が必要と認める者 若干名</p> <p>2 前項第 2 号、<u>第 3 号及び第 5 号</u>の委員は、総長が委嘱する。</p> <p>3 第 1 項第 2 号、<u>第 3 号及び第 5 号</u>の委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、担当理事の任期の終期を超えないものとする。</p> <p>第 3 条 <u>委員会に委員長を置き、担当理事をもって充てる。</u></p> <p>2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第 2 条</p> <p>(1) } (同 左)</p> <p>(2) <u>総長が指名する理事 1名</u></p> <p>(3) }</p> <p>(4) } (同 左)</p> <p>(5) }</p> <p>(6) }</p> <p>2 前項第 3 号、<u>第 4 号及び第 6 号</u>の委員は、総長が委嘱する。</p> <p>3 第 1 項第 3 号、<u>第 4 号及び第 6 号</u>の委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、担当理事の任期の終期を超えないものとする。</p> <p>第 3 条 <u>委員会に委員長及び副委員長を置く。</u></p> <p>2 <u>委員長は担当理事をもって充て、副委員長は前条第 1 項第 2 号の委員をもって充てる。</u></p> <p>3 (同 左)</p> <p>附 則 この規程は、平成 2 6 年 1 0 月 1 日から施行する。</p>